13　管理解除後1年間、接種動物に対して定期的な検査（以下「モニタリング」という。）を行う。ウイルス排泄試験を、管理解除後1ヶ月間は毎週1回、管理解除後2ヶ月目以降半年までの間は2週間に1回、それ以降1年目までの間は1ヶ月に1回実施し、陽性となった場合には、直ちに接種動物を飼育ケージにおける管理下に移し、8から11までと同様の措置を講ずる。

14　モニタリング期間中、飼い主は室内あるいはそれに準ずる区域（飼い主が管轄あるいは管理する区域であり、庭、バルコニー、ベランダ、駐車場などを含む）において管理する。動物愛護に配慮し、散歩をさせることを可能とするが、排泄物は消毒薬を噴霧したのちに処理を行う。接種動物にはマイクロチップを皮下に埋め込み、同定や追跡を可能とする。ただし、すでに埋め込まれている場合、あるいはマイクロチップの埋め込みが接種動物の病状に著しい悪影響を及ぼすと獣医師が判断した場合には、この限りではない。

15　飼い主の住所・電話番号は電子ファイルに保管し、モニタリング期間中及びモニタリング期間終了から1年間は定期的に確認し更新する。この期間中に接種動物が死亡した場合は、飼い主は直ちに東京農工大の研究代表者に連絡するとともに、遺体から本遺伝子組換えMVが逸出することのないよう適切な処置を講ずる。具体的には、遺体を二重に密封したのち、飼い主が治療施設へ運搬し、高圧蒸気滅菌処理等によるウイルス不活化処理を治療室内にて講ずる。また管理解除後の飼養区域は、消毒液により消毒する。接種動物が使用したすべての器具、敷物・タオル・衣服などは、消毒液に1時間以上浸漬しウイルス不活化処理を講じたのちに廃棄する。

16　宿主及び本遺伝子組換えMVは、接触動物の染色体へ目的遺伝子を組み込む可能性は極めて低いため、接種動物の繁殖能力をなくすための措置は行わない。

○国土交通省告示第五百八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県吾妻郡東吾妻町大字岩下

字机　一七三一番一　一号

字寺入　二一二四番　二号

甲二一二〇番　三号

二一一五番　四号

二一一四番　五号

字山路　二一一一番　六号及び七号

二一一〇五番　八号

二一一〇四番　九号

二一一〇四番二　十号

字大久保　二〇一八番　十一号から十三号まで

二〇〇一番三　十四号

二〇〇〇番一　十五号

一九九九番一　十六号

一九八〇番一　十七号

一九七八番一　十八号

一九七四番一　十九号

一九七三番二　二十号

○国土交通省告示第五百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

今田川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する区間の道路敷

広島県山県郡北広島町今田

字面坪　一〇二八番二

一〇二九番二

一〇三〇番二

一〇三一番二

一〇三二番二

一〇三三番二

一〇三四番二

広島県山県郡北広島町後有田

字新地　一一八三番三

一一八六番一

一一八七番一

一一八八番一

一一八九番一

一一九〇番二

一一九一番一及び一一九一番三

一一九二番一

一一九三番一

広島県山県郡北広島町今田

字本郷　三一五七番八から三一五七番一〇まで

三一五八番一一から三一五八番一三まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱五号と六号を結んだ線までの区間の河川敷

広島県山県郡北広島町今田

字栩谷　一一七一二番一地先河川敷　一号

字深谷　一二二〇一番五地先河川敷　二号

字本郷　三一五七番七　五号

三一五八番一一　六号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱三号から七号までを順次結んだ線及び標柱三号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

広島県山県郡北広島町後有田

字新地　一一九三番一　八号

一一八八番一地先道路敷　九号

広島県山県郡北広島町今田

字本郷　三五〇六番四地先河川敷　十号

三五二〇番二地先道路敷　十一号

ホ　次に掲げる土地に存する標柱八号と十一号を結んだ線から標柱十二号と十三号を結んだ線までの区間の河川敷

広島県山県郡北広島町後有田

字新地　一一九三番一　八号

広島県山県郡北広島町今田

字本郷　三五二〇番二地先道路敷　十一号

広島県山県郡北広島町後有田

字新地　一三一五番一地先河川敷　十二号

広島県山県郡北広島町今田

字本郷　三九二六番二地先河川敷　十三号

○九州厚生局告示第一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、指定医療機関として平成二十九年六月二十六日付けで次の医療機関を指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定に基づき告示する。

平成三十年四月四日

九州厚生局長　須田　康幸

名称	所在地
自衛隊福岡病院	福岡県春日市小倉東一丁目六十一番地

○北海道開発局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月四日

北海道開発局長　和泉　晶裕

広島県山県郡北広島町後有田

字新地　一一八三番三地先道路敷　三号

一一八三番一地先河川敷　四号

広島県山県郡北広島町今田

字本郷　三一五七番七　五号

三一五八番一一　六号

広島県山県郡北広島町後有田

字新地　一一八六番一地先道路敷　七号

ニ　次に掲げる土地に存する標柱八号から十一号までを順次結んだ線及び標柱八号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

広島県山県郡北広島町後有田

字新地　一一九三番一　八号

一一八八番一地先道路敷　九号

広島県山県郡北広島町今田

字本郷　三五〇六番四地先河川敷　十号

三五二〇番二地先道路敷　十一号